

りばいばるろーど施術契約書(法人用)

_____(以下「お客様」といいます)と(株)パンダ軍(以下「パンダ軍」といいます)は、下記①に示す施術士派遣及びサービス「肘圧整体出前りばいばるろーど」(以下「りばいばる施術」といいます)の提供につき、次のとおり契約を締結します。

①パンダ軍は、お客様に、「りばいばる施術」をご利用頂くために、以下の施術等を提供させていただきます。

施術名等	サービス番号 (年間契約:1、半年契約:2、月額契約:3、スポット契約:4)	数量 (施術士人数)	提供場所 (お客様のご住所と異なる場合のみ記入)

②りばいばる施術の料金は及び内容は下記のとおりとします。

- 年間契約: 施術士1人に対して、1日8時間拘束を基本とし、月間20日稼働するものとします。
年間契約費用は1015万2千円(税別)。延長料金は1名1時間あたり5千3百円(税別)とします。
 - 半年契約: 施術士1人に対して、1日8時間拘束を基本とし、月間20日稼働するものとします。
半年契約費用は537万6千円(税別)。延長料金は1名1時間あたり5千6百円(税別)とします。
 - 月額契約: 施術士1人に対して、1日8時間拘束を基本とし、月間20日稼働するものとします。
月額契約費用は94万6千円(税別)。延長料金は1名1時間あたり5千9百円(税別)とします。
 - スポット契約: 施術士1人に対して、1日8時間拘束を基本とし、1日稼働するものとします。
契約費用は4万9千8百円(税別)。延長料金は1名1時間あたり6千2百50円(税別)とします。
- ※東京都内での交通費は含まれます。それ以外での施術等は別途ご請求となります。また、宿泊等が発生する場合は一日分の費用が加算され、後日別途ご請求させていただきます。

③お客様のりばいばる施術の契約内容は次のとおりとします。

施術名等	サービス番号 (年間契約:1、半年契約:2、月額契約:3、スポット契約:4)	数量 (施術士人数)	単価 (税別)

④お支払い方法、及び条件は次のとおりとします。

- お支払い方法
 - 現金
 - 口座振替
 - 銀行振込
- お支払い条件

締日 日締め お支払い日 日

※振込手数料は、
お客様のご負担でお願いします。

⑤パンダ軍は、月1回の定期訪問を行い、りばいばる施術の管理体制の改善を行います。

⑥パンダ軍が提供した、りばいばる施術でお客様がご利用いただくサービスは、お客様の事前のご希望に応じて、提供場所の変更が可能です。

⑦パンダ軍が提供した、りばいばる施術で使用する施術台は、月額契約以上の場合、お客様の指定された提供場所で保管させて頂く場合がございます。

⑧パンダ軍が提供した、りばいばる施術で使用する施術台はりばいばる施術以外に使用しないものとします。お客様が施術以外で使用し、破損した場合は全額をご負担頂く場合があります。

⑨契約金額については、経済情勢、諸物価の動向により、お客様とパンダ軍の双方協議のうえ変更することができるものとして、パンダ軍に無断で保管場所を変更して使用することを禁止します。

⑩ご契約後の解約・返金につきましては、承ることができませんので、予めご了承願います。但し、りばいばる施術による事故・怪我等があった場合につきましては、この限りではありません。

⑪契約期間は本契約の締結日より、ご契約の内容に準拠した期間となります。契約満了は事前にパンダ軍よりご連絡をさせて頂き、お客様の意思表示に応じて新たにご契約を交わさせていただきます。

⑫お客様は、パンダ軍からご提供させて頂きました施術台などの備品の保管にあたり善良なる注意義務を負うものとし、これを第三者への譲渡、転貸または担保権の設定をすることを禁止します。

⑬移転等により、提供場所を変更する場合は、移設の1週間前までに必ずパンダ軍の担当者までご連絡をいただくものとします。

⑭りばいばる施術の代金のお支払いが遅延し、パンダ軍が催告した後もお支払いが遅延した場合は、りばいばる施術の中止及び、施術台等を回収させて頂くことがあります。

⑮りばいばる施術は全ての体調を正すことを約束するものではありません。施術後にだるさや張替えし(筋肉痛)がある場合がありますが、お客様は契約時に理解されたものとする。

⑯りばいばる施術は、骨折や捻挫などに繋がる過度な施術は、お客様のご要望でもお受けしない場合があります。

⑰通常のご体調及び通常的环境下で施術を行った場合での、骨折や捻挫などの事故に関してはパンダ軍が責任を負います。ただし、⑯のように、お客様からのご要望に基づいた事故に関しては責任を負わないものとします。

⑱上記⑮⑯⑰内容は、ご契約されたお客様からご提供された個人・団体・法人などに関しては責任を負わないものとする。

⑲お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、パンダ軍は催告その他何らかの手續を要しないで、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 本契約に違反する行為があったとき
- (2) 破産手續、民事再生手續、会社更生手續または特別精算の各会誌の申立てがあったとき
- (3) 合併によらないで解散したとき
- (4) 手形または小切手の不渡りにより銀行等から取引停止処分を受けたとき
- (5) 強制執行、競売の申立て、保全処分または滞納処分を受けたとき
- (6) 資産、信用または事業に重要な変動があり、パンダ軍が本契約を継続し難いと認めたとき
- (7) 反社会的姿勢であることが判明したとき

⑳本契約に定めのない事項ならびに本契約条項の解釈に疑義が生じた場合は民法その他関係法令に従うことはもちろん、双方が誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。以上の証として、本契約書2通を作成し、双方記名捺印のうえ各1通を保有します。

契約日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

お客様 _____ 貴社名 _____ 印

ご住所 _____

お電話番号 _____

ご責任者 _____ 印 ご担当者 _____ 印

※請求書送付先上記「貴社名」、「ご住所」と異なる場合は、下記にご記入ください

株式会社パンダ軍

印

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町123-1 プラティーヌ御茶ノ水504

TEL: 03-6206-0698 FAX: 03-6206-0699

契約担当者氏名

印